

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・種畜証明書の有効期間の延長について ・林業・木材産業改善資金収納事務委託 ・保安林の指定の予定（2件） ・保安林の指定の解除の予定 ・道路の区域変更 ・証紙売りさばき人の指定の一部改正 ○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査の成果の認証 ・土地改良区の役員の就任 ・土地改良区の定款変更の認可 <p>◎ 交通局公告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者等 <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員等に対する検定の実施 ・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 <p>◎ 正 誤</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年3月27日付け長崎県公報第10909号中 	<p>所管課（室）名</p> <p>県民センター 畜産課 林政課 〃 〃 道路維持課 会計課 教育庁総務課</p> <p>土地対策室 農村整備課 〃</p> <p>総務課</p> <p>生活環境課 運転免許管理課</p> <p>道路維持課</p>
--	--

告 示

長崎県告示第349号

口頭による開示請求を行うことができる個人情報（平成28年長崎県告示第545号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月24日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
事務の名称及び開示の内容		簡易開示の 期間	簡易開示の 場所	事務の名称及び開示の内容		簡易開示の 期間	簡易開示の 場所
名称	内容			名称	内容		
略				略			

県立高等技術専門学校入校選考試験	一般・追加	略	県立高等技術専門学校入校選考試験	一般・追加	略
	選考の第1回及び第2回の科目別得点並びに推薦・追加選考の第3回の総合順位			選考の科目別得点及び推薦選考の総合順位	
略			略		

長崎県告示第350号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項の規定による令和2年度定期種畜検査において、有効期間内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定により有効期間を6箇月以内に限り延長する旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により公示する。

令和2年4月24日

長崎県知事 中村 法道

長崎県告示第351号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和2年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
諫早市貝津町1122番地6
長崎県森林組合連合会 代表理事長 八江 利春
- 3 委託事務
林業・木材産業改善資金に係る償還金の収納事務
- 4 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

長崎県告示第352号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和2年4月24日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
大村市溝陸町276の1・283の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、281、281の1、282、299、299の1、300の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び大村市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第353号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和2年4月24日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

南島原市深江町甲字登り竪2441、2446、2447、2449、字植ノ山2497（次の図に示す部分に限る。）、2482、2483、2485、2495、字杉尾2511、2512、2517、字杉尾尻2522、2524、2528、2530の2、2532、2534、2535、2539、2540、2542、字赤木場2940

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字杉尾尻2522・2534・2540・2542（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2539、字赤木場2940（次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第354号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和2年4月24日

長崎県知事 中村 法道

1 解除予定保安林の所在場所

諫早市白木峰町1109の115・1109の116・1109の123（以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年4月24日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 204号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市江迎町志戸氏722番1地先から 佐世保市江迎町志戸氏732番1地先まで	前	13.8~21.9	117.8	
	後	14.9~25.6	117.8	

長崎県告示第356号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和2年4月16日から適用する。

令和2年4月24日

長崎県知事 中村 法道

表中60の項中

「

60	時津地区自家用自動車協会 会長 山口 和幸	西彼杵郡時津町浜田郷196-9	西彼杵郡時津町浜田郷196-9 時津地区自家用自動車協会内	時津町
----	--------------------------	-----------------	----------------------------------	-----

」

を

「

60	株式会社時津地区自家用自動車協会 代表取締役会長 山口 和幸	西彼杵郡時津町浜田郷196-9	西彼杵郡時津町浜田郷196-9	時津町
----	-----------------------------------	-----------------	-----------------	-----

」

に改める。

長崎県告示第357号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和2年度予算に係る補助金等から適用する。

令和2年4月24日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前								
別表（第2条関係） 1 教育環境整備課関係					別表（第2条関係） 1 教育環境整備課関係								
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		
	1 略					1 略							
	2	公立高等学校に通学する生徒遠距離通学費補助金	公立高等学校に通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。	保護者の負担する生徒の通学に必要な経費。ただし別に定める補助要件に該当するものに限る。	別に定める基準により算定する額	生徒の保護者		2	公立高等学校に通学する生徒遠距離通学費補助金	公立高等学校に通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。	保護者の負担する生徒の通学に必要な経費。ただし別に定める補助要件に該当するものに限る。	別に定める基準により算定する額	生徒の保護者

2～9 略

3 高校教育課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略				
3 長崎県立高等学校離島留學生帰省費補助金	離島留学校に在籍している生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。	離島留學制度により実施校に在籍している生徒が、公共交通機関を利用して親元等に帰省するための往復の交通費の実費	2分の1以内。ただし、1回の帰省にかかる補助金は30,000円を上限とし、交付は1の年度につき2回を限度とする。	生徒の保護者

4 生涯学習課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～12 略				

13 略

14 全国地域婦人団体研究大会	全国各都道府県の婦人団体関係者が	大会開催に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務	予算の範囲内で知事が定め	全国地域婦人団体研究大会
-----------------	------------------	-----------------------------	--------------	--------------

3～10 略

3 高校教育課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略				

4 生涯学習課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～12 略				
13 しまの魅力を味わおう日本の宝「しま」交流支援事業参加費補助金	県内の就学援助及び生活保護を受けている家庭の子どもに、「しま」での体験の機会を提供することを目的とする。	事業参加者の参加費（食費を除く。）	10分の10以内	参加児童生徒の保護者
14 訪問型家庭教育支援事業補助金	家庭の教育力の向上を図る。	訪問型家庭教育支援の充実及び家庭教育支援員等の人材育成に要する経費	3分の2以内	市町（ただし、中核市を除く。）
15 略				

開催事業費補助金	集い、交流を深め、相互に研修することにより、婦人団体の直面する具体的問題について研究討議し、活動の一層の充実及び発展に寄与することを目的とする。	費、使用料及び賃借料	る額	実行委員会
----------	--	------------	----	-------

5 学芸文化課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				
5 長崎県高等学校文化活動費補助金	県内高校生の文化活動内容の向上を図り、高等学校教育の充実と青少年の文化活動に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 長崎県高等学校総合文化祭開催費補助事業 県高等学校文化連盟が主催する県高等学校総合文化祭の開催に係る運営費(振込手数料を含む。) (2) 長崎県高等学校総合文化祭離島地区高等学校参加費補助事業 離島地区の高等学校が県高等学校文化連盟の主催する県高等学校総合文化祭参加に要する経費のうち次に掲げるもの(振込手数料を含む。)	略	

5 学芸文化課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				
5 長崎県高等学校文化活動費補助金	県内高校生の文化活動内容の向上を図り、高等学校教育の充実と青少年の文化活動に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 長崎県高等学校総合文化祭開催費補助事業 県高等学校文化連盟が主催する県高等学校総合文化祭の開催に係る運営費 (2) 長崎県高等学校総合文化祭離島地区高等学校参加費補助事業 離島地区の高等学校が県高等学校文化連盟の主催する県高等学校総合文化祭参加に要する経費のうち次に掲げるもの	略	

			ア及びイ 略				ア及びイ 略		
			(3) 全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業 県高等学校文化連盟が推薦した全国高等学校総合文化祭派遣費及び作品参加に要する経費のうち次に掲げるもの <u>(振込手数料を含む。)</u> ア及びイ 略				(3) 全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業 県高等学校文化連盟が推薦した全国高等学校総合文化祭派遣費及び作品参加に要する経費のうち次に掲げるもの ア及びイ 略		
			(4) 長崎県高等学校文化活動推進校指定事業 文化活動推進校に指定された高等学校の指定種目の活動経費のうち次に掲げる事業に要するもの <u>(振込手数料を含む。)</u> ア～エ 略				(4) 長崎県高等学校文化活動推進校指定事業 文化活動推進校に指定された高等学校の指定種目の活動経費のうち次に掲げる事業に要するもの ア～エ 略		
			(5) 長崎県高等学校文化活動活性化補助事業 高等学校文化連盟における専門部の育成及び強化のために実施される事業のうち次に掲げる事業に要するもの <u>(振込手数料を含む。)</u> ア～オ 略				(5) 長崎県高等学校文化活動活性化補助事業 高等学校文化連盟における専門部の育成及び強化のために実施される事業のうち次に掲げる事業に要するもの ア～オ 略		
6	長崎県中学校文化活動費補助金	県内中学生の文化活動の向上を図り、あわせて青少年の豊かな心を育	次に掲げる事業に要する経費 (1) 長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業 県中学校文化連盟（以下	略	6	長崎県中学校文化活動費補助金	県内中学生の文化活動の向上を図り、あわせて青少年の豊かな心を育	次に掲げる事業に要する経費 (1) 長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業 県中学校文化連盟（以下	略

	<p>むことを目的とする。</p> <p>「中文連」という。)が主催する県中学校総合文化祭の開催に係る運営費(振込手数料を含む。)</p>
	<p>(2) 長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業</p> <p>離島地区の中学校が中文連の主催する県中学校総合文化祭参加に要する経費のうち次に掲げるもの(振込手数料を含む。)</p> <p>ア及びイ 略</p>
	<p>(3) 全国中学校総合文化祭派遣費補助事業</p> <p>中文連が推薦した全国中学校総合文化祭派遣費及び作品参加に要する経費のうち次に掲げるもの(振込手数料を含む。)</p> <p>ア～ウ 略</p>
	<p>(4) 長崎県中学校文化活動推進校指定事業</p> <p>文化活動推進校に指定された中学校の指定種目の活動経費のうち次に掲げる事業に要するもの(振込手数料を含む。)</p> <p>ア～オ 略</p>
7 略	

6 体育保健課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

	<p>むことを目的とする。</p> <p>「中文連」という。)が主催する県中学校総合文化祭の開催に係る運営費</p>
	<p>(2) 長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業</p> <p>離島地区の中学校が中文連の主催する県中学校総合文化祭参加に要する経費のうち次に掲げるもの</p> <p>ア及びイ 略</p>
	<p>(3) 全国中学校総合文化祭派遣費補助事業</p> <p>中文連が推薦した全国中学校総合文化祭派遣費及び作品参加に要する経費のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p>
	<p>(4) 長崎県中学校文化活動推進校指定事業</p> <p>文化活動推進校に指定された中学校の指定種目の活動経費のうち次に掲げる事業に要するもの</p> <p>ア～オ 略</p>
7 略	

6 体育保健課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1～4 略					
5	公益財団法人長崎県スポーツ協会事業費補助金	広く県民のスポーツを振興し、その普及及び振興並びに競技力の向上を図る。	公益財団法人長崎県スポーツ協会が行う、次に掲げる事業に要する経費 (1)～(5) 略 (6) <u>スポーツ非常勤職員配置事業</u>	予算の範囲内で知事が定める額 (間接補助の場合、補助対象者が間接補助事業者に対し定める補助額と同額)	公益財団法人長崎県スポーツ協会

1～4 略					
5	公益財団法人長崎県体育協会事業費補助金	広く県民のスポーツを振興し、その普及及び振興並びに競技力の向上を図る。	公益財団法人長崎県体育協会が行う、次に掲げる事業に要する経費 (1)～(5) 略	予算の範囲内で知事が定める額 (間接補助の場合、補助対象者が間接補助事業者に対し定める補助額と同額)	公益財団法人長崎県体育協会
6	運動部活動指導員配置事業費補助金	運動部活動における教員の負担軽減と体制整備を図る。	中学校に配置する運動部活動指導員の配置に要する経費	3分の2以内	市町
7 略					

6 略

8 義務教育課、体育保健課共通

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	東日本大震災被災児童生徒就学支援事業費補助金	東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難な児童又は生徒の教育機会の確保に資することを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費 (1)及び(2) 略	略	
2	大規模災害被災児童生徒就学支援事業費補助金	大規模災害により被災し、経済的理由により就学困難な児童又は生徒の教育機	次に掲げる事業に要する経費	略	

8 義務教育課、体育保健課共通

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	東日本大震災被災児童生徒就学支援事業費補助金	東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難な児童、児童又は生徒の教育機会の確保に資することを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 被災幼児就園事業支援事業 入園料と保育料の合計額を軽減する就園奨励事業に係る所要経費 (2)及び(3) 略	略	
2	大規模災害被災児童生徒就学支援事業費補助金	大規模災害により被災し、経済的理由により就学困難な児童、児童又は生徒の教	次に掲げる事業に要する経費 (1) 被災幼児就園事業支援事業 入園料と保育料の合計額を軽減する就園奨励事業に	略	

		の確保に 資するこ とを目的 とする。	(1)及び(2) 略			育機会の 確保に資 することを 目的と する。	係る所要経費 (2)及び(3) 略	
9 学芸文化課、体育保健課共通								
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者			
1	部活動 指導員 配置事 業費補 助金	部活動に おける教 員の負担 軽減と体 制整備を 図る。	中学校に配置す る部活動指導員 の配置に要する 経費	3分の 2以内	市町			

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和2年4月24日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った 者の名称	調査を行った 時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
対馬市	28年度から 元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 御園第1-1	令和2年3月12日
対馬市	29年度から 元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 御園第1-2	令和2年3月12日
対馬市	30年度から 元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 横浦第2	令和2年3月12日

土地改良区の役員の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西海町土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和2年4月24日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所
木 本 安 仁	西海市西海町水浦郷668番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和2年4月24日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 馬込土地改良区
認可年月日 令和2年4月15日

交通局公告**契約者等（公告）**

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和2年4月24日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量
軽油 1,008キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（電話）095-822-5141
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
（氏名）株式会社西日本宇佐美 九州支店 支店長 佐藤 義英
（住所）福岡県筑紫野市大字永岡720番地1
- 5 随意契約に係る購入単価
80,940円（1キロリットル当たり単価（消費税含む））
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

公安委員会告示**長崎県公安委員会告示第11号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年4月24日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

- 1 検定を行う警備業務の種別及び区分
交通誘導警備業務1級
- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員
 - (1) 日時
令和2年7月30日（木）午前9時から午後6時までの間
 - (2) 場所
福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
 - (3) 検定予定人員
10人
- 3 受検資格
受検資格は、長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該

当するものとする。

- (1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 長崎県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 検定試験内容

(1) 学科試験

- ア 法令に関すること。
- イ 警備業務の実施に関すること。
- ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 警備業務の実施に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申請時間	申 請 先
令和2年5月7日(木)から同月15日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - ㍿ 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - ㍿ 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- エ 次に掲げるいずれかの書面 1通
 - ㍿ 3(1)の受検資格に該当する場合は、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)に該当する者であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書など)
 - ㍿ 3(2)の受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面
- オ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

6 検定手数料の納付

検定申請時に検定手数料14,000円を長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日本人に対して行う。

8 その他

(1) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

(2) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり）すること。

(3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

長崎県公安委員会告示第12号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のように公示する。

令和2年4月24日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種、普通二種）

(2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種、普通二種）

2 受審資格

(1) 技能検定員審査

法第99条の2第4項第2号に規定する者

(2) 教習指導員審査

法第99条の3第4項第2号に規定する者

3 審査の実施日時

令和2年5月26日（火）から同月29日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

5 審査の申請

(1) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

(ア) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引）、教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

(イ) 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

(ウ) 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

(エ) 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

(オ) 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

(カ) 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

(キ) 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）
 ウ 規則第17条に定める審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(2) 審査手数料

ア 技能検定員

- ㊦ 大型免許・中型免許・準中型免許 23,400円
- ㊧ 普通免許 19,500円
- ㊨ 第二種免許 21,500円
- ㊩ その他の免許 14,700円

イ 教習指導員

- ㊦ 大型免許・中型免許・準中型免許 14,550円
- ㊧ 普通免許 11,850円
- ㊨ 第二種免許 12,450円
- ㊩ その他の免許 9,650円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

(3) 申請書類等の提出先

長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

6 審査申請書の受理期間

公示日から令和2年5月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）とする。

7 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

8 その他

- (1) 審査で使用する車両については、各自用意するものとする。
- (2) 公安委員会は、審査に合格した者に対して審査合格証明書を交付するものとする。
- (3) 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管理課に問い合わせること。

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係
 郵便番号 856-0817
 所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5
 電話番号 0957-53-2128

別表

区分 種類	免種	審査細目
技能 検定員	第一種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第二種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識

		(2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指 導 員	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

正 誤

令和2年3月27日付け長崎県公報第10909号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
554	4	長崎県条例施行規則第17号	長崎県規則第17号

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト